

## WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

令和 2 年 1 月 30 日  
文化庁著作権課

**第 59 回 WIPO 加盟国総会結果概要**1. 日程

令和元年 9 月 30 日（月）～10 月 9 日（水）

2. 経緯等

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会では、意匠法条約採択のための外交会議の開催、外部事務所の設置について議論が行われた他、著作権等常設委員会（SCCR）、マラケシュ条約に関する加盟国会合等が行われた。

3. 結果概要（SCCR、マラケシュ条約関連の議題のみ）（1）SCCR の活動報告について

SCCR の活動について事務局からの報告があり、その後、各国からステートメントが行われた。

制限と例外の議論については、アフリカグループ等からアクションプランの進展を歓迎する旨が表明された。

放送機関の保護に関する条約締結の外交会議について、重要事項に関する加盟国の合意を条件に 2020/2021 期間中の開催を目指す、との SCCR からの勧告が承認された。

（2）マラケシュ条約について

マラケシュ条約の加盟状況（報告時点で 61 カ国・地域加盟）等に関する報告が事務局からなされ、我が国は、2018 年同条約への加入書を寄託し、2019 年 1 月 1 日に我が国との関係で発効した旨、及び、マラケシュ条約の加盟国増加を期待する旨の発言を行った。

4. その他の動向（次期事務局長選挙）

現職の事務局長の任期が 2020 年 9 月末で切れることを踏まえ、次期事務局長選挙のスケジュールが事務局より提案され、承認された。投票は 3 月 5 日～6 日に行われる予定。

日本政府は、次期事務局長候補として、夏目健一郎 WIPO 上級部長を擁立することとしている。

## 第 39 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要

### 1. 日程

令和元年 10 月 21 日（月）～10 月 25 日（金）

### 2. 概要

今次会合では、これまでと同様に、放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

### 3. 各論

#### （1）放送条約

##### ア. 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。

##### イ. 議論の概要

各国のオープニングステートメントが行われた後、逐条での詳細な議論は、インフォーマル形式にて行われ、各国からの修正提案が反映された統合テキスト案（SCCR/39/7: 参考資料 3 参照）が議長によって取りまとめられた。

テキスト案に関する主な議論内容は以下のとおり。

##### <インターネット上の送信<sup>1</sup>の保護について>

放送機関が行う異時送信を保護対象に加えるかについて議論があったものの、複数の国から懸念が表明されたことから合意は得られず、次回会合において引き続き議論することとなった。

##### <与えられる権利について>

放送機関に排他権を付与する以外に柔軟な保護を許容する米国提案について、従来柔軟性を認めない立場であった国々も態度を軟化させてきたものの、具体的な保護方法について合意は得られず、次回会合において引き続き議論することとなった。

#### （2）権利の制限と例外

##### ア. 経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以

<sup>1</sup> 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト（放送番組の同時のウェブキャスト）、(ii) ニアサイマルキャスト（時差等により時間を少しずらして行われるウェブキャスト）(iii) 異時送信に分類している。

降、議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii) 教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

#### イ. 議論の概要

第 36 回会合にて採択されたアクションプランに基づき事務局が実施した図書館、博物館、教育と研究機関等に関する研究結果が研究者から報告され、アクションプランは全て終了した。今後の検討課題は白紙であるが、次回も議題として残る予定である。

#### (3) その他の議題について

##### ア. デジタル環境に関連する著作権の分析

前回会合にて決定されたデジタル音楽サービスを対象とした調査・研究の初回報告として、デジタル音楽市場の概要についての調査の現状が、研究者より報告された。今後も引き続き事務局が調査を実施し、本委員会に調査の状況が随時報告される予定である。

##### イ. 追及権

事務局から、実務に関する事実調査を行うタスクフォースにおいて、調査テーマについて検討しているとの報告があった。我が国からは、本小委員会で指摘された論点について調査するよう改めて述べおいた。

今後もタスクフォースにおいて引き続き調査が続けられる予定とのこと。

##### ウ. 舞台演出家(theater director)の保護

世界各国における舞台演出家の保護の状況調査について、研究者より中間報告があった。

##### エ. 公共貸与権(Public Lending Right)

シエラレオネから、新たな議題として公共貸与権について調査を行うことの提案があった。具体的な提案について今後事務局と詰めていく予定。

#### 4. 今後の予定

次回 SCCR は、令和 2 年 6 月 29 日～7 月 3 日に開催予定。